

入札概要書

建設企業の情報発信支援業務について、条件付一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告する。

１ 入札に付する事項

- (1) 業務名
建設企業の情報発信支援業務
- (2) 業務内容
入札概要書、仕様書及び契約書等（以下「入札概要書」という。）による。
- (3) 業務委託期間
契約日から令和８年３月２５日まで
- (4) 業務場所
徳島県庁ほか
- (5) 設計金額
１，２８０千円（税抜き）
- (6) 調達方法
条件付一般競争入札

２ 担当部局

徳島市万代町１丁目１番地
徳島県 県土整備部 建設管理課 企画担当
（電話０８８－６２１－２６８０）

３ 入札概要書の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付期間
令和７年１１月６日（木）から１１月２８日（金）まで
- (2) 場所
徳島県ホームページ
- (3) 方法
無料で配布する。

４ 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、(1)から(6)まで掲げる事項のすべてに該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和５６年徳島県告示第２６号）第４条第１項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者で、営業種目「情報処理」のうち「ＨＰ作成」かつ、営業種目「出版・デザイン」に登録されている者であること。
- (3) (2)の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又

は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。

- (4) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。

5 条件付一般競争入札参加資格確認申請書作成要領

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の作成方法

条件付一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、様式－1～様式－2のとおりとする。提出部数は、様式－1～様式－2を正本1部とする。

- (2) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書内容の留意事項

ア 会社概要について、次の事項を様式－2に記入すること。

(ア) 会社沿革

(イ) 県内の本社、支社又は営業所等の住所等

(ウ) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定による審査資格状況

6 入札参加資格の確認手続

- (1) この入札に参加を希望する者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び、入札参加資格確認資料を次に定めるところにより持参のうえ、提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (2) 提出期間

令和7年11月6日（木）から11月18日（火）まで（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 提出場所

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 県土整備部 建設管理課 企画担当

- (4) 参加資格の確認及び通知

ア 提出期間内に条件付一般競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格に係る確認の結果、参加資格が認められない者は入札に参加することができない。

なお、入札参加資格の確認に係る参加資格確認基準は、「4 入札に参加する者に必要な資格」によるものとする。

イ 入札参加資格の確認の結果は、令和7年11月25日（火）までに郵送によ

り通知する。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年11月28日（金）午後1時30分

(2) 場所

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県庁4階 405会議室

(3) 入札書の提出方法

持参によるものとする。

(4) 開札

(1)及び(2)の日時、場所において入札者の立会いの上、開札を行う。

8 入札手続

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の作成

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札業務、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「建設企業の情報発信支援業務一式の総価」を記載すること。代金の見積もりに当たっては、この入札概要書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

オ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

カ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

(3) 入札書の提出

入札参加資格の確認を受け、資格があると認められた入札者は本入札概要書及び徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）に基づき入札書（様式－3）を「7 入札及び開札の日時及び場所」の日時、場所に提出すること。

(4) 入札者

入札は、入札参加資格の確認を受け、資格があると認められた本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式－4）を提出するものとする。

(5) 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則第18条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(6) 入札執行回数

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できるものは、最初の入札に参加したものに限る。

(7) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 「4 入札に参加する者に必要な資格」に規定する入札参加資格のない者の行った入札及び徳島県契約事務規則第24条各号のいずれかに該当する入札。

イ 記名のない入札。

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札。

(ア) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。

(イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。

(ウ) 「業務名」の記載のないもの。または記載を誤ったもの。

(エ) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。

エ 同一事項に対してした2通以上の入札。

オ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。

カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札。

キ 郵送によりした入札。

ク 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

(8) 入札のとりやめ等

ア 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

イ 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

(9) 入札保証金

免除

(10) 契約保証金

免除

(11) 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

9 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、徳島県知事に対してその理由を、その通知を受けた日の翌日から起算して7日（県の休日を含まない。）以内に書面（様式は任意）により説明を求めることができる。なお、受付時間は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- (2) (1)に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（県の休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

10 契約書作成の要否等

要 別添1「委託契約書（案）」により契約書を作成するものとする。

11 本業務受注者に対する制約事項

なし

12 入札概要書等に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問は、書面によることとし、様式は任意とする。書面は電子メール、ファクシミリ（いずれも送信後に電話により受信について確認すること。）又は郵送により提出するものとし、持参によるものは受け付けない。

なお、質問文書には質問に対する回答を送付する窓口の住所、部署、担当者名、電話、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを併記すること。

ア 受付場所

徳島県 県土整備部 建設管理課 企画担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話番号 (088) 621-2680

ファクシミリ (088) 621-2864

E-mail kensetsukanrika@pref.tokushima.lg.jp

イ 受付期間

令和7年11月6日（木）から11月17日（月）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。ただし、郵送の場合は、この期間内に必着のこと。

- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から3日以内（県の休日を除く。）に質問者に、ファクシミリ又は電子メールで回答する。また、下記のとおり質問及び回答を閲覧に供する。

ア 閲覧場所 「6 入札参加資格の確認手続」(3)に同じ。

イ 閲覧期間

回答の翌日から入札日の前日まで（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

1 3 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定める単位に限る。

(2) その他

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び入札書の作成並びに提出に要する費用は提出者の負担とする。

イ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合は、提出された条件付一般競争入札参加資格確認申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

ウ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書に記載された管理技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き、変更することはできない。

エ 提出された条件付一般競争入札参加資格確認申請書は返却しない。

オ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の受領後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、発注者側が要求した場合は、この限りでない。

カ 入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等、代理人による入札の場合は委任状の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加でない。